

滋賀大学教育学部・教育学研究科の教育の内部質保証実施要領

1. 教育の内部質保証

教育学部・教育学研究科の教育に関する諸活動について、自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、教育の質を自ら保証する（以下「教育の内部質保証」という。）ための体制等を以下のとおり定める。

2. 教育の内部質保証実施責任者

教育の内部質保証に関する実施責任者は、教育学部については学部長、教育学研究科については研究科長とする。

3. 教育の内部質保証実施委員会・業務

教育の内部質保証実施委員会及び業務は下表のとおりとする。

内部質保証関係業務	学部・研究科別	実施委員会
(1) 自己点検・評価等 ・国立大学法人滋賀大学学則第2条第3項に規定する項目及び教育・学生支援機構会議（以下「機構会議」という。）が定めた自己点検項目に従い、毎年、必要なデータの収集及び自己点検の実施 ・毎年の自己点検結果を踏まえ、5年から7年に1度の自己評価の実施及び自己評価書の作成 ・自己点検・評価の結果を本表（2）の委員会へ報告	教育学部	教育学部目標評価委員会
	教育学研究科	教育学研究科企画・運営委員会
(2) 検証・改善計画策定等 ・自己点検・評価結果の検証 ・改善計画を検討・策定し、本表（3）の委員会へ改善計画を提示 ・改善計画の進捗状況の検証 ・機構会議へ点検・評価結果、改善計画、改善計画の進捗状況を報告	教育学部	教育学部・教育学研究科内部質保証委員会
	教育学研究科	教育学部・教育学研究科内部質保証委員会
(3) 改善計画の実施等 ・本表（2）の委員会から改善計画の提示を受け、改善計画を実施 ・本表（2）の委員会へ改善計画の進捗状況を報告	教育学部	教育学部将来構想委員会 教育学部教務カリキュラム運営委員会 教育学部・教育学研究科就職委員会 教育学部教育改革研究推進委員会
	教育学研究科	教育学研究科企画・運営委員会

附 則

この要領は、平成31年4月5日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。